

(別紙)

令和4年3月16日

裁判官申合せ

裁判書の作成における読点の取扱いについて

令和4年1月11日付けで、内閣官房長官から最高裁判所事務総長に対して「公用文作成の考え方」（文化審議会建議）が参考送付されたところであるが、当審の裁判書の作成に当たっては、同建議の内容を参考とし、特に下記のとおりとする。

記

- 1 読点には「、」（テン）を用いることを原則とする。
- 2 1の例外として、各種システムを使用して作成する裁判書について、システムの仕様上、読点に「、」（コンマ）を用いている場合には、当該システムが改修されるまでの間は、仕様どおりに「、」（コンマ）を用いることを妨げない。
- 3 例外として「、」（コンマ）を用いる場合を含め、同一の裁判書においては、読点を統一することとする。

附 則

この申合せは、令和4年4月11日より実施する。